

クロスオフィス新宿「シェアオフィス」会員約款

2017年4月17日初版

オリックス株式会社

本約款は、オリックス株式会社（以下「運営会社」という）が運営する末尾に定める「クロスオフィス新宿」（以下「本建物」という）内にある「シェアオフィス」の施設（以下「本施設」という）を、第2条第1項に定める会員として利用することに関する運営会社と個々の会員との契約（以下「会員契約」という）の約款となります。なお、運営会社が、本約款とは別に会員契約に係るサービスに関する利用規約、細則等（これらを総称して、以下「利用規約等」という）を定めたときは、利用規約等は本約款と一体となり、これを補完するものとします（本約款および利用規約等を総称して以下「本約款等」という）。

## 第1条（目的）

クロスオフィス新宿「シェアオフィス」会員制度（以下「本会員制度」という）は、運営会社が本会員制度に加入した会員に対し、本約款等の定めるところに従い、本施設の利用を許諾し、かつ所定のサービスを提供し、会員が自らのビジネス用途のために本施設内の座席等を他の会員等の間でシェアして共同で利用し、または本施設内において他の会員等の間でビジネスに関連する情報を交換することにより、会員の起業活動または事業推進活動に寄与することを目的とします。

## 第2条（会員の種類・サービス内容）

本会員制度における会員の種類は、個人会員（以下「個人会員」という）および法人会員（以下「法人会員」といい、個人会員および法人会員を総称して以下「会員」という）とします。

2. 会員は、別途運営会社が定める内容および条件にて、本施設内の座席等の利用サービス（以下「本サービス」という）の提供を受けることができるものとします。ただし、本サービスの内容および条件は運営会社の任意の判断により不定期に変更される場合があることを、会員はあらかじめ異議なく承諾します。
3. 会員は、会員契約に基づき、運営会社が別途定める休業日を除く営業日の営業時間内に本施設を利用することができます。
4. 会員は、会員（法人会員の場合には次条に定める登録利用者）が同伴することにより、別途運営会社が定める内容および条件にて、会員でない者（法人会員の場合には、当該法人が承認する者に限る。以下「ゲスト利用者」という）に本施設を利用させることができるものとします。なお、ゲスト利用者の本施設の利用対価等の支払いは、会員が第5条に定める方法で行うものとし、その精算は、会員とゲスト利用者の責任と負担で行うものとします。
5. 会員は、ゲスト利用者に対して、本サービスの内容、本施設の利用、禁止事項等その他ゲスト利用者に適用される本約款等の規定の内容を知らしめ、承認させ、および遵守させるものとします。
6. 会員は、ゲスト利用者の行為に一切の責任を持つものとし、ゲスト利用者が運営会社、運営会社の親会社およびその関係会社に対して本約款等に基づくほか本施設の利用に伴い負担した債務についてゲスト利用者と連帯して保証し、当該債務を履行します。
7. 会員契約の有効期間は、会員契約の成立日から起算して6ヶ月目の応当日（会員から当該期間の延長の申出があり、運営会社はその申出を承認した場合には、その延長後の期間経過後の応当日をいう。以下「応当日」という）が(1)応当日の属する月の1日から同月20日までの日である場合には、会員契約の成立日から当該応当日の属する月の末日までの期間とし、(2)応当日の属する月の21日から末日までの日である場合には、会員契約の成立日から応当日の属する月の翌月末日までの期間とします。ただし、運営会社が別途承認した場合には、有効期間満了日の1ヶ月前までに、運営会社から何らの申出がない場合、および有効期間満了日の属する月の前月21日の運営会社の定める本施設の受付開

始時刻から当月 20 日（当該日が本施設の休業日の場合は前営業日）の運営会社の定める本施設の受付終了時刻までに運営会社所定の書面をもって、会員から退会の申出がない場合には、会員契約は同一条件で 1 ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とします。なお、会員は、運営会社による会員契約の更新拒絶の申出があった場合でも、何ら異議、苦情等を申し述べないことを確約します。

### 第 3 条（法人会員）

法人会員は、あらかじめ運営会社に対して、自らの役職員の中から実際に運営会社から本サービスの提供を受ける者を運営会社所定の方法にて記名登録するものとし、当該記名登録した者（以下「登録利用者」という）に限り本施設を利用させ、運営会社から本サービスの提供を受けさせることができるものとし、

2. 法人会員は、登録利用者に対して、本サービスの内容、本施設の利用、禁止事項等その他登録利用者に適用される本約款等の規定の内容を知らしめ、承認させ、および遵守させるものとし、
3. 法人会員は、登録利用者の行為に一切の責任を持つものとし、登録利用者が運営会社、運営会社の親会社およびその関係会社に対して本約款等に基づくほか本施設の利用に伴い負担する債務について登録利用者と連帯して保証し、当該債務を履行します。
4. 法人会員は、登録利用者である役職員が当該法人を退職したときは、速やかに運営会社にその旨を通知するとともに、第 17 条の定めに従い当該法人の他の役職員に登録利用者を変更するための手続きを行うものとし、または第 22 条の定めに従い、本会員制度からの脱退を申し込むものとし、

### 第 4 条（入会金）

会員は、別途運営会社が定める入会金（以下「入会金」という）およびその消費税額、地方消費税額（これら金員を総称して以下「入会金等」という）を、運営会社が指定する支払条件により運営会社に支払うものとし、

2. 入会金等の支払いに要する費用は、会員が負担するものとし、

### 第 5 条（月会費等および追加費用）

会員は、別途運営会社が定める月会費（以下「月会費」という）およびこれらにかかる消費税額、地方消費税額（これら金員を総称して以下「月会費等」という）にゲスト利用者の本施設利用の対価、第 12 条に定めるオプションサービスの対価（運営会社が別に定める利用の都度精算すべきサービスの対価を除く）およびこれらの消費税額、地方消費税額（これら金員を総称して以下「追加費用等」という）を加算した金額を、第 2 項に基づき運営会社に支払うものとし、

2. 会員は、毎月 20 日までに、(1)翌月分の月会費等および(2)翌月分の第 12 条第 1 項第②号のサービスの対価、ならびに(3)前月分の追加費用等（第 12 条第 1 項第②号のサービスの対価を除く）を、運営会社が指定する方法により運営会社に支払うものとし、ただし、会員契約成立日の属する月の月会費等および追加費用等（第 12 条第 1 項第②号のサービスの対価）の支払条件は、以下の各号のとおりとします。

#### ①会員契約成立日が当月 1 日から 19 日までの間のいずれかの場合

当月（会員契約成立日から末日）分の月会費等および第 12 条第 1 項第②号のサービスの対価の合計額を運営会社が指定する支払条件により運営会社に支払うものとし、

#### ②会員契約成立日が当月 20 日以降の場合

当月（会員契約成立日から末日）分の月会費および第 12 条第 1 項第②号のサービスの対価、な

らびに翌月分の月会費等および第 12 条第 1 項第②号のサービスの対価の合計額を運営会社が指定する支払条件により運営会社に支払うものとします。

3. 会員は、前項の定め反して月会費等および追加費用等を前項に定めるとおり支払わない場合、本施設を利用することができず、運営会社から本サービスおよび第 12 条に定めるオプションサービスの提供を受けることができないものとします。
4. 会員契約成立日が月の途中である場合、当月の月会費および第 12 条第 1 項第②号のサービスの対価は当月の日数で日割計算するものとします。なお、会員は、会員契約終了日（会員資格喪失日）が月の途中であっても、運営会社が月会費および第 12 条第 1 項第②号のサービスの対価等の返還、精算等を行わないことをあらかじめ承諾します。
5. 月会費等および追加費用等の支払いに要する費用は、会員が負担するものとします。
6. 運営会社は、本約款等に定める入会金等、月会費等、追加費用等その他の対価の授受について、会員に対し、請求書および領収書、その他明細書等は発行しません。

#### 第 6 条（入会資格）

本会員制度への入会資格は、以下の各号に定める要件をすべて満たす者で、かつ、第 7 条第 1 項に基づく運営会社所定の審査の結果、運営会社が承認した個人および法人とします。

- ①会員となることを希望する者（以下「入会希望者」という）が年齢満 20 歳未満の個人である場合には、当該入会希望者の親権者が当該入会希望者の会員契約の締結に同意し、かつ、会員契約に基づく当該入会希望者の連帯保証人となること。
- ②入会希望者が法人の場合には、法人格を有する団体であること。
- ③第 18 条第 1 項各号に定める反社会的勢力ではないこと。
- ④法令等に違反した容疑で逮捕または起訴された経歴がないこと。
- ⑤後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けていないこと。
- ⑥強制執行、保全処分、滞納処分を受けたことがないこと。
- ⑦破産、会社更生、特別清算、民事再生手続その他これらに類する手続の申立てがなされていないこと。
- ⑧支払いを停止し、または手形、小切手の不渡報告がなされていないこと。
- ⑨第 21 条各号に定める事由に現に該当しないこと、および過去に第 21 条各号に定める事由に該当する等して本施設または運営会社、運営会社の親会社もしくはその関係会社が運営する本施設と類似する施設の会員資格を喪失したことがないこと。
- ⑩身体に刺青およびタトゥーがないこと。
- ⑪運営会社が別途指定した場合には、運営会社が承認する者が会員契約に基づく当該入会希望者の連帯保証人となること。
- ⑫入会希望者（入会希望者が法人の場合には当該入会希望者の取引の任に当たっている者および利用登録者を含む）につき、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく、または同法に準じた取引時確認が完了していること。

#### 第 7 条（会員契約の申込手続きおよび入会審査）

入会希望者は、本約款等の内容を事前に確認しこれを承認のうえ、運営会社所定の入会申込書（以下「入会申込書」という）に必要事項を記入のうえ、これを別途運営会社が指定する必要書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認書類を含む）とともに運営会社に提出することにより、本会員制度への入会を申込みものとします。

2. 運営会社は、前項による入会希望者の本会員制度への入会の申込について、本会員制度への入会に関する審査を行い、その審査結果を運営会社所定の方法で入会希望者に通知するものとします。入会希望者は、この審査の結果、運営会社がその裁量により、または次項に定める取引時確認ができないことにより当該入会希望者の本会員制度への入会をお断りすることがあること、および入会をお断りするにあたり運営会社がその理由を入会希望者に開示しないことをあらかじめ承認し、かかる取扱いについて、運営会社に対して何ら異議、苦情等を申し述べないことを確約します。
3. 運営会社は、入会希望者（入会希望者が法人の場合には、当該入会希望者の取引の任に当たっている者および利用登録者として登録する者を含む）につき、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく、または同法に準じた取引時確認ができない場合には、第1項による入会希望者の本会員制度への入会をお断りするものとします。

#### 第8条（会員契約の成立）

運営会社は、前条に基づき本会員制度への入会申込みを行った入会希望者について、本会員制度への入会に関する審査を行い、運営会社が本約款等の定めにより会員となることを承認した場合、第11条に定めるセキュリティカードを当該入会希望者に交付します。

2. 前項に基づき運営会社が入会希望者に第11条に定めるセキュリティカードを交付したときに、入会希望者と運営会社との間で会員契約が成立するものとし、当該会員契約の成立時点をもって当該入会希望者は本会員制度の会員となるものとします。

#### 第9条（本サービスの利用）

会員は、本約款等に従って本サービスを利用するものとします。

2. 会員は、他の会員等により現に使用されていない座席等を使用するものとします。なお、会員は、本サービスの利用に際して、他の会員等が使用できないよう自らが使用しない時間帯に座席等を不当に占有、確保し、または、あらかじめ運営会社に対して本サービスの利用の予約等を申込みし、または依頼等することはできないものとします。
3. 会員は、本サービスの利用に際して既に他の会員等が座席等を利用しており利用することができない場合であっても、運営会社に対して異議、苦情、入会金等、月会費等の返還その他一切の請求等を行わないことを、運営会社に対して確約します。

#### 第10条（本建物への入館および本施設の利用）

会員は、本サービスおよび第12条に定めるオプションサービスを利用するために本建物に入館するとき、および本建物内に滞在する間は、第11条に定めるセキュリティカードを常に携帯し、運営会社が別途定める方法により提示するものとします。

2. 会員は、本約款等に特に定めがある場合のほか、運営会社所定の利用条件に従い、本施設を利用するものとします。
3. 会員は、以下の各号に定める事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、以下の各号に定める事項が発生した場合であっても、会員は、運営会社に対して異議、苦情、入会金等、月会費等の返還その他一切の請求等を行わないことを、運営会社に対して確約します。
  - ①本建物または本施設の利用条件等は、運営会社の任意の判断で変更されることがあること。
  - ②天災地変、気象条件、本建物または本施設の補修・改修工事、イベントの開催等により、運営会社が本サービスおよび第12条に定めるオプションサービスの提供を急遽休止する場合があること。
  - ③本建物および本施設内に忘れ物、持ち主不明の物があり、運営会社がこれらを一定期間（ただし、原則として1ヶ月以内とする）保管し、運営会社所定の方法によりその旨を会員に告知したにもか

かわらず、会員が当該物の引取りを拒否した場合または持ち主が名乗り出なかった場合には、運営会社は、当該会員の費用負担または運営会社の任意の判断でこれらを処分することができること。

④本建物および本施設の防犯を目的として本建物および本施設内に設置された防犯カメラにより会員等を含む本建物および本施設の入館者等について録画がなされること。また、運営会社または本建物の管理会社等は、録画された画像および会員等の個人情報（本施設への入退室の情報を含むがこれらに限られない）を警察等の捜査機関等に提供することがあること。

4. 運営会社は、会員、登録利用者またはゲスト利用者が本建物もしくは本施設を利用するにあたり、または本建物もしくは本施設の利用中に、以下に定める各号の一にでも該当したときは、会員、登録利用者もしくはゲスト利用者による本建物および本施設の利用を禁止し、または中止させることができるものとします。

①個人会員、登録利用者またはゲスト利用者が飲酒等しているため、正常な状態で本建物および本施設を利用することができないと運営会社が判断したとき。

②個人会員、登録利用者またはゲスト利用者が集団感染するおそれのある疾病の状態にあると運営会社が判断したとき。

③個人会員、登録利用者またはゲスト利用者が本建物または本施設に宿泊していることが判明したとき（明らかに宿泊を目的に利用しようとしていると運営会社が判断したときを含む）。

④個人会員、登録利用者またはゲスト利用者が本建物または本施設内に私物を放置または残置していることが判明したとき。ただし、第12条第1項のオプションサービスを利用する個人会員または登録利用者が同号に定めるロッカーに保管している場合を除きます。

⑤会員、登録利用者またはゲスト利用者が第18条第1項各号に定める反社会的勢力であると運営会社が判断したとき。

⑥個人会員、登録利用者またはゲスト利用者の身体に刺青またはタトゥーがあることが判明したとき。

⑦個人会員、登録利用者またはゲスト利用者が第15条のほか本約款等に基づき禁止されている行為を行ったとき。

⑧会員が入会金、月会費等または追加費用等の支払いを遅延したとき。

⑨前各号に定めるほか、個人会員、登録利用者またはゲスト利用者が正常な状態で適切に本建物または本施設を利用することができない（他の会員等の本サービスの利用を妨げる場合も含む）と運営会社が判断したとき。

#### 第11条（セキュリティカード）

運営会社の指定するセキュリティカード（以下「セキュリティカード」という）の所有権は運営会社に帰属するものとし、運営会社がセキュリティカードを会員に貸与します。

2. 会員（法人会員の場合には登録利用者）以外はセキュリティカードを使用することができません。ただし、別途運営会社が承認する場合を除きます。

3. 会員は、善良なる管理者の注意をもってセキュリティカードを使用し、保管するものとします。

4. 会員は、セキュリティカードに関し、以下の各号に定める行為を行ってはなりません。

①第三者に貸与、譲渡および担保に供する等、セキュリティカードの占有を第三者に移転すること。

②複製すること。

③偽造、改造、変造すること。

5. セキュリティカードを紛失、盗難または毀損した場合、会員は、運営会社に対して直ちにその旨を連絡のうえ、セキュリティカードの再発行手続きを行うものとします。この場合、会員は、運営会社

所定の再発行手数料およびその消費税額、地方消費税額を運営会社に支払うものとします。

## 第12条（オプションサービス）

会員は、運営会社所定の方法で運営会社に対して申込み、かつ所定の料金を運営会社に支払うことにより、以下の各号のサービス（以下「オプションサービス」という）の提供を受けることができるものとします。なお、第②号のオプションサービスの利用については、事前に運営会社所定の方法で運営会社に申込み、会員（会員が法人の場合には、当該会員の取引の任に当たっている者および利用登録者を含む）につき、運営会社所定の審査（犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認を含む）を受け、同サービス利用の承認を得た会員に限るものとします。また、オプションサービスの内容および条件は運営会社の任意の判断により決定され、またこれらが不定期に変更・廃止される場合があることを、会員はあらかじめ異議なく承諾します。

①運営会社が別途定める本建物内のカンファレンスルーム等を利用するサービス

②会員が私物を保管し、または郵便物や宅配物を収納するための運営会社所定のロッカーを利用するサービス

③前各号のほか、運営会社が利用規約等において別に定めるサービス

2. オプションサービスの利用条件等については、第10条の定めを準用するほか、第13条、第14条および利用規約等に定めるとおりとします。
3. 運営会社に支払われたオプションサービスの対価およびその消費税額、地方消費税額は、理由の如何を問わず会員に返還されません。
4. 会員は、既に他の会員の予約が入っている場合や既に他の利用者がいるためオプションサービスを利用できない場合であっても、運営会社に対して異議、苦情、入会金等または月会費等の返還その他一切の請求等を行わないことを、運営会社に対して確約します。
5. 第1項に定めるオプションサービスの利用申込に係る審査については、第7条第2項および同第3項の規定を準用するものとします。

## 第13条（会議室等利用サービス）

会員（法人会員の場合には登録利用者）は、前条に定めるところに従い、運営会社が別に定める本建物内のカンファレンスルーム（以下「本会議室」という）を利用することができるものとします。

2. 本会議室の利用は予約制とし、会員は、利用日の2ヶ月前から運営会社所定の方法で予約することができるものとします。
3. 会員は、本会議室を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。
4. 会員は、本条のサービスの利用に際して、本約款等を遵守するものとします。

## 第14条（ロッカーの利用サービス）

会員は、第12条に定めるところに従い、会員が本施設利用時に必要となる私物を保管し、または所定の条件を満たした会員宛ての郵便物（以下「郵便物」という）または配達物（以下「配達物」といい、郵便物と配達物を総称して以下「受取郵便物等」という）を収納するための運営会社所定のロッカー（以下「専用ロッカー」という）を利用することができるものとします。

2. 会員は、専用ロッカーを善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、また、本約款等の定めに従い、専用ロッカーに保管する私物および受取郵便物等を自らの負担と責任において管理、保管するものとします。なお、会員は、第4項各号に該当する物品等を専用ロッカーに収納、保管等してはならないものとします。
3. 運営会社は、専用ロッカーを利用する会員宛ての郵便物および配達物の不在票（以下「宅配便不在

票」という)が運営会社所定の営業時間内に本施設宛てに配達、配送等された場合には、これを代理して受領し、当該会員の専用ロッカーに収納するものとします。

4. 前項により運営会社が代理受領する郵便物、宅配便不在票にかかる配達物は、以下の各号のいずれにも該当しないものに限るものとし、運営会社は、これら要件等を満たさない郵便物、配達物、宅配便不在票等(以下「非受取郵便物等」という)を一切受け取りません。会員は、運営会社が非受取郵便物等を受領した場合には、運営会社の請求に従い、会員の費用負担により、直ちにこれを引き取るものとし、これに違反した場合には第23条第3項に準じて非受取郵便物等が運営会社により処分等されることを予め異議なく承認します。また、運営会社は、郵便物および非受取郵便物等について、いかなる場合でも会員の住所、居所への転送等のサービスを行いません。

- ① 宅配便、速達郵便、書留郵便(現金書留を含む)、特定記録郵便、内容証明、本人限定受取郵便等
- ② 裁判所などから送達等された公的または法的な書類、その他の重要書類等
- ③ なまもの、こわれもの、貴重品(現金、有価証券、美術品、宝石、貴金属類、印章、通帳、キャッシュカード、クレジットカード等を含む)、生き物、危険物(銃器、刀剣類など法令に違反する物品、揮発性・発火性を有する物品・薬物等を含む)、違法な薬物・薬品等
- ④ 湿気・臭気を発する物品、その他不潔な物品
- ⑤ 専用ロッカーの所定の収納容量を超過するもの(既に専用ロッカー内に収納されている会員の私物および受取郵便物等に追加することにより所定の収納容量を超過する場合を含む)
- ⑥ 運営会社が大きさ、重さ、重量等の要件を定めた場合に、当該要件に適合しないもの。
- ⑦ 前各号のほか、運営会社等が不相当と判断したもの

5. 運営会社は、運営会社に故意または重大な過失がある場合を除き、専用ロッカーにおける会員の私物および受取郵便物等の収納、保管等、ならびに前2項による郵便物、宅配便不在票の受領または非受取郵便物等の受領拒否、受取遅延等について何ら責任を負わないものとします。万が一、会員の私物および受取郵便物等ならびに運営会社等が受取った非受取郵便物等が紛失、盗難、毀損、汚損、滅失等し、会員または第三者に損害が生じた場合でも、会員は、運営会社等に対し異議、苦情、損害賠償、補償、その他一切の請求を行わず、当該第三者をして運営会社に対し異議、苦情、損害賠償、補償、その他一切の請求を行わせないことを、運営会社に対して確約します。なお、本項により運営会社に故意または重大な過失が認められることにより責任を負う場合でも、その責任は、本条のサービスの月額利用料金の1ヶ月分を上限とします。

6. 運営会社または運営会社の指定する者は、専用ロッカーの使用、維持管理状況の調査、保全、衛生、防犯、防災、救護その他必要がある場合には、あらかじめ会員に通知のうえ、専用ロッカーを開け、これを点検し、必要があれば会員に対し適当な措置を求め、または運営会社がその措置を講ずることができるものとします。ただし、火災、盗難その他緊急を要する場合には、運営会社は、あらかじめ会員に通知することなく専用ロッカーを開けて必要な措置を講ずることができるものとし、この場合事後にその旨を会員に通知します。

7. 会員は、本条のサービスの利用に際して、本約款のほか、運営会社が別に定める利用規約等を遵守するものとします。

#### 第14条の2(住所利用および登記)

第12条第1項第②号に定めるサービスを利用する会員は、運営会社が所定の手続きにより承認した場合には、本建物または本施設の住所を、会員または会員が設立等する法人等の住所または本・支店もしくは営業所の所在地(会員または会員が設立等する法人等の住所ならびに本・支店および営業



所の所在地を総称して以下「会員等所在地」という)として、名刺およびホームページ等に表示し、顧客もしくは配送業者等に通知し、所轄官公庁等に届出等を行い、または登記することができるものとします。

2. 会員は、前項に基づいて会員等所在地を表示し、通知し、届出等を行いまたは登記した場合には、その旨を運営会社に通知するものとします。この場合、会員は、運営会社の指示に従い会員等所在地の表示、通知、届出等、または登記の事実を証する書面（登記事項証明書等）を運営会社に提出するものとします。

#### 第 15 条（禁止事項）

会員は、本約款等に特に定めがある場合のほか、自ら以下の各号に定める行為をしてはならないものとし、かつ、登録利用者またはゲスト利用者をして以下の各号に定める行為をさせてはならないものとします。

- ① 会員契約に基づき生じる権利または義務を第三者に譲渡もしくは承継させ、または担保の用に供すること。
- ② 所定の場所以外での飲食および喫煙。
- ③ 酒気を帯びた状態で本建物または本施設を利用し、運営会社から本サービスおよびオプションサービスの提供を受けること。
- ④ 高額な金銭、貴重品、刃物・爆発物等の危険物、不潔、悪臭、有害物質およびペットの本建物または本施設への持込み。
- ⑤ 本建物または本施設内での賭博行為、勧誘、セールス、宗教活動、政治活動、署名活動およびその他これらに類似する行為、ならびにそのおそれのある行為。
- ⑥ 事前に運営会社の許可を得ずに行う写真および動画の撮影ならびに録音。
- ⑦ 運営会社、運営会社の親会社およびその関係会社、これら会社の役職員、他の会員（ゲスト利用者を含む）および第三者に対する誹謗中傷、威嚇、脅迫的な言動、暴力行為、ストーカー行為およびその他これらに類する行為、ならびにそのおそれのある行為。
- ⑧ 前号のほか、虚偽の風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、運営会社、運営会社の親会社およびその関係会社の業務を妨害する行為、ならびにそのおそれのある行為。
- ⑨ 前号のほか、他の会員（ゲスト利用者を含む）、本建物または本施設のスタッフおよび第三者に対して迷惑および危険を及ぼす行為、ならびにそのおそれのある行為。
- ⑩ 会員が 1 ヶ月以上に亘り本施設を使用しないこと。
- ⑪ 本建物または本施設を損壊および汚損等する行為、ならびにそのおそれのある行為。
- ⑫ 本建物または本施設内の設備、器具および備品等の本建物または本施設外への持出し。
- ⑬ 会員、登録利用者またはゲスト利用者以外の第三者を本建物または本施設内に入場させる行為。
- ⑭ 本建物の館内規則および本施設の利用規約等で禁止されている行為。
- ⑮ 本建物または本施設の住所を会員の住所または本・支店もしくは営業所の所在地として表示もしくは登記し、または所轄官庁に届出等する行為（ただし、第 14 条の 2 に定める場合を除きます。）。
- ⑯ 詐欺、痴漢、のぞき、露出、盗撮、唾を吐く等の法令等および公序良俗に反する行為、ならびにそのおそれのある行為。
- ⑰ 本建物または本施設のスタッフが危険と判断した行為。
- ⑱ 運営会社が会員としてふさわしくないと判断した行為。
- ⑲ 本会員制度の秩序を乱す行為、およびそのおそれのある行為。

⑳その他運営会社が不適切と判断した行為。

2. 前項に定めるほか、会員は、会員契約の有効期間中のみならず会員契約終了後においても、運営会社、運営会社の親会社およびその関係会社、本建物または本施設、本サービスおよびオプションサービス内容の品位、信用等を毀損するような行為をしてはならないものとします。

#### 第16条（登録事項の変更）

会員が運営会社に届出た事項について変更が生じた場合、会員は、すみやかに運営会社所定の書面をもって運営会社に当該変更の届出を行い、変更後の内容による会員契約を継続について運営会社による所定の審査を受けるものとします。

2. 前項の変更後の内容による会員契約継続に係る審査については、第7条第2項の規定を準用するものとします。
3. 前項に基づく変更の届出を怠ったことにより会員に不利益な事由が発生した場合でも、運営会社は何ら責任を負わないものとし、会員はあらかじめこれを異議なく承諾します。

#### 第17条（登録利用者の変更）

法人会員が運営会社に対して登録利用者の変更登録の申し出を行う場合、変更後の登録利用者について運営会社による所定の審査を要するものとし、その他の手続き等については前条の定めを準用します。この場合、法人会員は、運営会社所定の登録利用者変更料およびその消費税額、地方消費税額を運営会社に支払うものとします。

2. 前項の変更後の登録利用者に係る審査については、第7条第2項および同第3項の規定を準用するものとします。

#### 第18条（表明保証等）

会員および連帯保証人は、(i)会員、連帯保証人、登録利用者およびゲスト利用者が以下の各号の一に定める者（以下「反社会的勢力」という）に該当しないこと(ii) 会員、連帯保証人、登録利用者およびゲスト利用者が本施設を反社会的勢力の事務所、活動拠点、その他法令に違反したまたは違反するおそれのある行為を行うための場所として使用しないことを、運営会社に対して表明し、これを保証します。

- ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定義する暴力団、指定暴力団および指定暴力団連合、集团的または常習的に違法行為等を行うことを助長するおそれのある団体、およびこれら団体に属している者、その他東京都の暴力団排除条例等に基づき暴力団排除の対象とされている団体または個人（これらの団体もしくはその構成員または個人に該当しなくなった日から5年を経過しない者を含む）、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
- ②「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体、および当該団体に属している者、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
- ③前各号の団体に類する団体および当該団体に属している者（総会屋、会社ゴロ等企业を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える団体および個人を含むがこれらの者に限らない）、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
- ④「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に定義する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業を営む者または当該営業のために本物件を利用しようとする者。
- ⑤「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿および犯罪収益等收受を行いもしくは行っている疑いのある者またはこれらの者と取引のある者。
- ⑥「貸金業法」第24条第3項に定義する取立て制限者またはこれらに類する者。

- ⑦前各号のいずれかに該当する者を役員、従業員または親会社その他の関係会社として有する法人。
2. 会員および連帯保証人は、合理的な拒否事由がない限り、前項に定める事項に関する運営会社による調査に協力するものとし、運営会社からの要請がある場合、当該調査に必要な情報を運営会社に提供します。また、会員および連帯保証人は、当該調査のために運営会社が提供を受けた会員、連帯保証人、登録利用者およびゲスト利用者の情報（個人に関する情報を含むがこれに限らない）を第三者に提供することをあらかじめ異議なく承諾し、かつ、当該事項について登録利用者およびゲスト利用者からあらかじめ異議なき承諾を取得するものとし、かつ、当該事項について登録利用者およびゲスト利用者をして行わせないことを、運営会社に対して確約します。
- ①脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
- ②虚偽の風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、運営会社の信用を毀損し、または運営会社の業務を妨害する行為。

#### 第 19 条（本施設の一時的休業）

運営会社は、以下の各号の一にでも該当したときは、本建物または本施設の営業の全部または一部を一時的に休業することができるものとし、かつ、この場合であっても、会員は、運営会社に対して異議、苦情等を申し述べず、また、入会金等、月会費等、追加費用等の返還その他一切の請求等を行わないことを、運営会社に対して確約します。

- ①天災地変、火災、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したことにより本建物または本施設の営業を行うことができないと運営会社が判断したとき。
- ②本建物または本施設の増・改築、修繕および点検等を行うとき。
- ③イベントの開催等により本建物または本施設の営業を臨時に休業するとき。
- ④その他、本建物の所有者からの指示および法令等に基づく関係諸官庁の指導等により、運営会社がやむを得ないと判断したとき。

#### 第 20 条（会員資格の喪失）

会員は、以下の各号の一にでも該当したときは、会員としての資格を喪失するものとし、かつ、この場合であっても、会員は、運営会社に対して異議、苦情等を申し述べず、また、入会金等、月会費等、追加費用等の返還その他一切の請求等を行わないことを、運営会社に対して確約します。

- ①第 2 条第 7 項に定める会員契約の有効期間（同項により有効期間が更新された場合には更新後の期間）が満了したとき。
- ②第 21 条に基づき会員契約が解除されたとき。
- ③第 22 条に基づき本会員制度から退会したとき。
2. 登録利用者は、法人会員が前項により会員の資格を喪失したときは、同時に本施設の利用資格を喪失するものとし、かつ、この場合であっても、登録利用者は、運営会社に対して異議、苦情等を申し述べず、また、入会金等、月会費等、追加費用等の返還その他一切の請求等を行わないことを、運営会社に対して確約します。
3. 第 1 項により会員資格を喪失したときは、第 12 条に定めるオプションサービスに係る利用契約についても当然に終了するものとし、かつ、この場合であっても、登録利用者は、運営会社に対して異議、苦情等を申し述べず、また、入会金等、月会費等、追加費用等の返還その他一切の請求等を行わないことを、運営会社に対して確約します。

#### 第 21 条（本施設利用の停止、会員契約の解除）

会員（登録利用者およびゲスト利用者を含む）が以下の各号に定める事由の一にでも該当した場合、運営会社は、会員に通知のうえ、会員（登録利用者およびゲスト利用者を含む）による本建物および本施設の利用を一定期間停止し、または会員契約を解除することができるものとし、かつ、この場合であっても、会員は、運営会社に対して異議、苦情等を申し述べず、また、入会金等、月会費等、追加費用等の返還その他一切の請求等を行わないことを、運営会社に対して確約します。

なりません。

- ①入会金等、月会費等、追加費用等その他本約款等に定める対価等の支払いを一でも滞った場合。
- ②第 18 条第 1 項に定める表明保証事項に違反していると運営会社が判断した場合。
- ③本建物または本施設を故意、過失により毀損、汚損等した場合。
- ④前各号に定めるほか本約款等の定め違反した場合（第 15 条第 1 項各号に定める行為を行った場合および同条第 2 項に定める行為を行った場合を含む）。
- ⑤第三者をして会員もしくは登録利用者の名義を詐称させた場合、またはゲスト利用者が偽名を用いた場合もしくは第三者に成り済ました場合。
- ⑥前号に定めるほか運営会社に対して虚偽の届出を行った場合、入会申込書に虚偽の記載を行っていたことが判明した場合または入会申込書に記載すべき事項について重要な事実の欠落があった場合。
- ⑦会員契約成立後、第 6 条に定める入会資格の要件を満たさないことが判明した場合。
- ⑧本施設のほか、運営会社、運営会社の親会社またはその関係会社が運営する本施設と類似する施設において何らかの処分等を受けた場合。
- ⑨事業を休、廃止し、または解散した場合。
- ⑩強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続その他これらに類する手続の申立てがあった場合。
- ⑪支払いを停止し、または手形、小切手の不渡報告があった場合。
- ⑫法令等に違反した容疑で逮捕または起訴された場合。
- ⑬所在が不明となった場合、または連絡が不可能となった場合。
- ⑭死亡、または保佐、後見、補助開始の審判を受けた場合。
- ⑮会員との連絡が 30 日以上つかなくなった場合。
- ⑯会員（会員が法人の場合には、当該入会希望者の取引の任に当たっている者および利用登録者を含む）につき、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認ができない場合。
- ⑰第 16 条第 1 項または第 17 条第 1 項に基づく審査の結果、運営会社がこれを承認せず、かつ、会員契約の継続が不適当または困難であると運営会社が判断した場合。

## 第 22 条（退会）

会員は、本会員制度からの退会を希望する場合、毎月 20 日（当該日が本施設の休業日の場合は前営業日）の運営会社の定める本施設の受付終了時刻までに運営会社所定の書面をもって運営会社に退会の届出を行うことにより、当月末日をもって本会員制度から退会することができるものとします。なお、当該時刻を過ぎて退会の届出がなされた場合、本会員制度からの退会日（以下「退会日」という）は翌月末日になるものとし、当該翌月分の月会費を第 5 条第 2 項に基づき運営会社に支払うことについて、会員はこれを異議なく承諾し、運営会社に対して異議、苦情等を行わないことを、運営会社に対して確約します。

## 第 23 条（会員資格喪失時の措置）

会員は、以下の各号の一にでも該当したときは、セキュリティカードを直ちに運営会社に返却するものとします。

- ①セキュリティカードを紛失または盗難にあった場合で、後日当該セキュリティカードが発見されたとき。
- ②第 20 条第 1 項に基づき会員としての資格を喪失したとき。

2. 第12条第1項第②号のサービスを利用する会員は、会員資格を喪失したときは、直ちに自らまたは登録利用者をして専用ロッカー内の私物および受取郵便物等を撤去して、運営会社に返還するものとします。また、会員は、会員資格を喪失したときは直ちに（第2条第7項および第22条に基づいて退会の届出を行う場合には、当該届出以前に）、以下の各号の事項を行わなければならないものとし、当該会員が同各号の事項を行わない場合、運営会社は、違約金として、同各号の事項を完了するまでの期間にかかる月会費相当額を、当該会員が資格を喪失した後においても請求することができるものとします。なお、この違約金を超える損害が運営会社または第三者に発生したとき、当該会員は第25条に従ってその損害を賠償します。

①郵便局に、退会日以降においては会員等所在地を変更する旨の転居届を提出すること。

②会員が本建物または本施設の住所を、会員等所在地として、(1)名刺およびホームページ等に表示していた場合には、退会日以降においては会員等所在地を変更する旨の表示を行い、(2)顧客もしくは配送業者等に通知していた場合には、当該顧客等に、退会日以降においては会員等所在地を変更する旨の通知を行い、(3)所轄官公庁等に届出等していた場合には、所轄官公庁等に、退会日以降においては会員等所在地を変更する旨の届出等を行うこと。

③会員が本建物または本施設の住所を会員等所在地として登記していた場合には、本・支店もしくは営業所の移転登記、抹消登記等を行い、当該抹消登記等の事実を証する履歴事項証明書を甲へ提出すること。

④前各号の他、退会日以降においても本建物または本施設の住所が会員等所在地であると認められる外観を抹消すること。

3. 前項にかかわらず、会員または登録利用者が直ちに専用ロッカーを返還しない場合、運営会社は、会員の費用負担において専用ロッカー内に残置された会員および登録利用者の私物および受取郵便物等（総称して以下「残置物」という）を取出し、専用ロッカーを原状回復することができるものとします。この場合、運営会社は、取出した残置物を、運営会社の裁量により、会員の費用負担において、会員資格の喪失日から一定期間（ただし、原則として1ヶ月以内とする）に限り、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって保管することができるものとします。当該保管期間内に会員および登録利用者が会員契約に基づく全ての債務（残置物の保管費用および次項の違約金に係る債務を含む）を弁済し、残置物の取り戻しを行わない場合には、運営会社は、会員および登録利用者が残置物の所有権を放棄したものとみなして任意にこれを処分することができるものとし、会員は、これに対していかなる異議をも申立てず、また、登録利用者をしてこれを申立てさせません。

4. 会員は、会員が第2項による専用ロッカーの返還を遅延した場合、会員資格の喪失日の翌日から返還完了の日まで、1日につき日割りした専用ロッカー利用対価の倍額相当額を違約金として運営会社に支払うものとします。ただし、会員は、この違約金の支払いによって、返還の遅延により運営会社が別に被った損害の賠償を免れるものではありません。

#### 第24条（連帯保証）

連帯保証人の資格要件は、以下の各号のとおりとします。

①第6条第①号の連帯保証人は、入会希望者（個人会員）の親権者であり、第6条第③号から第⑩号に定める要件をすべて満たす者で、かつ、運営会社所定の審査の結果、運営会社が承認した個人であること。

②第6条第⑩号の連帯保証人は、第6条第②号から第⑩号に定める要件をすべて満たす者で、かつ、運営会社所定の審査の結果、運営会社が承認した個人または法人であること。

2. 連帯保証人は、会員が会員契約に基づき負担する一切の債務（第2条第7項に基づく更新後の債務を含み、以下「本債務」という）につき会員と連帯して保証し、本債務を履行します。
3. 連帯保証人は、運営会社はその都合によって担保または他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
4. 会員は、連帯保証人が死亡もしくは保証人としての資格（第1項に定める資格要件を含む）を欠いたときまたは運営会社が不相当と認めたときは、別途運営会社が相当と認める連帯保証人を立てなければならないものとします。この場合、当該個人会員は、新たな連帯保証人をして、運営会社の指定する様式による保証書を運営会社に差し入れさせるものとします。

#### 第25条（損害賠償）

会員、登録利用者またはゲスト利用者の責めに帰すべき事由により、本建物または本施設に毀損、汚損、滅失等の損害を与えた場合、会員は、遅滞なくその旨を運営会社に連絡し、運営会社の請求に従い、これを修理して原状に復すか、運営会社が被った一切の損害を運営会社に対して賠償します。

2. 前項に定めるほか、会員、登録利用者またはゲスト利用者が本約款等に違反し、またはその責めに帰すべき事由により、運営会社または第三者に損害が生じたときには、会員は、遅滞なくその旨を運営会社に連絡し、その損害を賠償します。なお、第三者に損害が生じた場合、会員は、自己の責任および負担をもって解決するものとし、運営会社に対して一切の迷惑をかけないものとします。

#### 第26条（盗難、事故等）

本建物または本施設内において会員、登録利用者またはゲスト利用者に生じた盗難（ビジネス情報を含む）、事故、怪我、疾病、その他損害の一切について、運営会社は、その事由が運営会社の故意または重過失により生じたものでない限り、その一切の責任を負担しません。

#### 第27条（遅延損害金）

会員および連帯保証人は、会員契約に基づく運営会社に対する金員の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、当該支払金に対し年14.6%の割合による遅延損害金を運営会社に支払うものとします。

#### 第28条（集合動産譲渡担保予約）

第12条第1項第②号のサービスを利用する会員は、本債務の履行の担保として、同号および第14条に基づき専用ロッカーに収納、保管する会員または登録利用者の一切の私物および受取郵便物等（ただし、法令上、担保権の設定が許容されるものに限る。以下「担保物」という）を、運営会社に対して譲渡することを予約します。

2. 会員または登録利用者が第21条各号の一にでも該当し、運営会社が口頭によると書面によるとその方法を問わず予約完結の意思表示をしたときは、前項の担保物についての譲渡予約が完結するものとし、譲渡予約の完結と同時に運営会社に担保物が譲渡され、占有改定の方法により引き渡されるものとします。
3. 前項により譲渡予約が完結した場合、運営会社は、担保物を専用ロッカーから取出し、催告その他法定の手続によらないで時期、方法、価額、相手方など運営会社の相当と認める方法により任意に担保物を処分し、または運営会社において一般に妥当な評価額をもって担保物を確定的に取得して、その処分代金または評価額からその処分または評価のために要した一切の費用を差し引いた手取り額を、本債務に運営会社の任意の方法、順序で充当することができるものとし、会員および登録利用者はこれを異議なく承認します。

4. 前項の充当の結果過不足が生じたときは、会員および登録利用者は、運営会社に対しその不足額を直ちに支払い、または会員および登録利用者は、運営会社からその余剰額を無利息で返還を受けるものとします。
5. 本条に基づく担保物の取得、保有等につき課される一切の公租公課、本条に基づく権利を行使または保全するために要した費用、その他本条に関する一切の費用は、すべて会員が負担するものとします。
6. 会員は、登録利用者をして、前各項の事項についてあらかじめ承諾させるものとします。

#### 第 29 条（地位承継）

運営会社は、事前に会員および連帯保証人の承諾を得ることなく、会員契約上の運営会社の地位ならびにその権利および義務を本建物の所有者または本建物の所有者が指定する者に承継させることができるものとし、会員は、あらかじめこれを異議なく承諾します。なお、運営会社が会員契約上の運営会社の地位ならびにその権利および義務を本建物の所有者または本建物の所有者が指定する者に承継させた場合、運営会社は、本施設に掲示する方法または運営会社所定の Web サイト上に掲載する方法により、当該承継の事実を会員および連帯保証人に対して告知するものとします。

#### 第 30 条（準拠法等）

会員契約および会員契約に定める権利、義務に関しては、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈されるものとします。また、会員契約は日本語により作成、締結されるものとし、会員契約を日本語以外の言語で作成し直したもの、その他会員契約を日本語以外の言語に翻訳したものがあっても、これらは会員、連帯保証人、運営会社間において何らの効力も有しないものとします。

2. 会員および連帯保証人は、会員契約の定めに従い運営会社に支払うべき金員を、日本円にて支払うものとします。

#### 第 31 条（合意管轄）

会員、連帯保証人および運営会社は、会員契約に関するすべての紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第 32 条（本約款等の改定）

運営会社は、事前に会員および連帯保証人の承諾を得ることなく、本約款等の全部または一部を改定することができるものとし、会員および連帯保証人はあらかじめこれを異議なく承諾します。なお、本約款等を改定した場合、運営会社は、本施設に掲示または運営会社所定の Web サイト上に掲載する方法により改定日および改定後の本約款等の内容を会員および連帯保証人に対して告知するものとします。

2. 前項による改定後の本約款等は、その改定日から会員、登録利用者およびゲスト利用者に適用されるものとします。
3. 前 2 項の定めにかかわらず、運営会社は、キャンペーンおよびイベントの実施等により本サービスおよびオプションサービスの内容、入会金、月会費ならびにオプションサービスの利用料金等を、本約款等を改定することなく一時的に変更することができるものとし、会員および連帯保証人はあらかじめこれを異議なく承諾します。

【末尾】

本建物の所在地	東京都新宿区西新宿七丁目 1 番 12 号クロスオフィス新宿
本施設	クロスオフィス新宿内 2 F

以上